

令和3年度 第2回 総合教育会議

資料

学校教育相談の充実について

令和3年10月20日

教育相談室長 関崎 純也

1 不登校の背景

- ・ 不登校児童生徒数
- ・ 不登校の要因
- ・ 国の施策

2 現状

- ・ 富士見市の取組

3 今後の展望

- ・ 未然防止、早期発見及び支援・対応等への体制構築について
 - (1) 教育相談コーディネーター役の教員の育成
 - (2) 教職員研修への研修体系の整備
 - (3) 効果測定を活用したPDCAサイクルの確立

1 背景

不登校児童生徒数

全国（公立）

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R 2
小学校	22,622	21,243	24,175	25,864	27,583	30,448	35,032	44,841	53,350	63,350
中学校	94,836	91,446	95,442	97,033	98,408	103,235	108,999	119,687	127,922	132,777
合 計	117,458	112,689	119,617	122,897	125,991	133,683	144,031	164,528	181,272	196,127

埼玉県（公立）

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R 2
小学校	982	850	912	974	1,032	1,073	1,368	1,906	2,121	
中学校	4,604	4,526	4,414	4,318	4,420	4,617	5,138	5,678	6,154	
合 計	5,586	5,376	5,326	5,292	5,452	5,690	6,506	7,584	8,275	

富士見市

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R 2
小学校	28	30	32	28	22	34	19	35	33	55
中学校	79	75	72	92	74	80	88	70	84	84
合 計	107	105	104	120	96	114	107	105	117	139

在籍児童生徒数に占める不登校児童生徒数の割合（％）

小学校（公立）

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
全 国	0.33	0.31	0.36	0.39	0.42	0.47	0.54	0.70	0.83	1.00
埼玉県	0.25	0.22	0.24	0.26	0.28	0.29	0.37	0.52	0.58	
富士見市	0.48	0.52	0.55	0.49	0.39	0.60	0.33	0.62	0.58	0.96

中学校（公立）

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
全 国	2.64	2.56	2.69	2.76	2.83	3.01	3.25	3.65	3.94	4.09
埼玉県	2.44	2.42	2.37	2.32	2.39	2.52	2.84	3.20	3.49	
富士見市	2.89	2.73	2.61	3.40	2.73	2.96	3.25	2.66	3.14	3.17

合計（小学校＋中学校）

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
全 国	1.12	1.09	1.17	1.21	1.26	1.35	1.47	1.69	1.88	2.05
埼玉県	0.97	0.94	0.94	0.94	0.98	1.02	1.18	1.39	1.52	
富士見市	1.24	1.23	1.22	1.42	1.14	1.36	1.27	1.26	1.40	1.66

不登校児童生徒数

- 平成25年度から、全国的には、不登校児童生徒数が増加傾向にある。
- 本市では、平成23年度から令和元年度の不登校児童生徒数は、96名から120名の間で推移してきた。
- 本市の令和2年度の不登校児童生徒数は、139名と、これまでに比べ増加した。

全国における児童生徒不登校の主な要因

(R元 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果)

- 無気力、不安
- 生活の乱れ、あそび、非行
- いじめを除く友人関係
- 親子のかかわり方
- 学業の不振

富士見市における児童生徒不登校の主な要因

(R元 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果)

- 無気力、不安 (小学生33人、中学生33人)
- 生活の乱れ、あそび、非行 (小学生5人、中学生20人)
- 親子のかかわり方 (小学生10人、中学生7人)
- いじめを除く友人関係 (小学生4人、中学生7人)
- 学業の不振 (小学生4人、中学生7人)

第2次富士見市教育振興基本計画（2018年度～2022年度）

◇教育相談体制の充実

- 児童生徒や保護者、教職員などの様々な相談に対応するため、一般的な教育相談に加え、特別支援教育相談、言語相談・言語訓練、心理治療相談など関係機関との連携により、教育相談室の相談体制の充実に努めます。
- スクールソーシャルワーカーを富士見市独自で配置し、児童生徒がおかれた様々な環境への働きかけや、関係機関などとのネットワークを活用した支援に努めます。
- 教育支援シートを活用し、**不登校児童生徒の早期把握・早期支援**を円滑に行います。
- ピア・サポートや教育相談的手法を通して、児童生徒が相互の人間関係を豊かにするための学習の場を設定し、**仲間を思いやり支え合う実践活動を推進**します。
- 教育相談室の専任教育相談員などを定期的に小・中学校に派遣する「巡回相談」を充実させ、学校と連携した児童生徒への支援の充実に努めます。
- 教育相談室を中心に、**教育相談主任やふれあい相談員などの研修会や連絡協議会を充実**させ、**学校教育相談員・不登校対応推進委員やふれあい相談員及びスクールカウンセラーとの連携・協力**による小・中学校を通して切れ目のない相談・支援を進めます。
- 適応指導教室「あすなろ」では、保護者や在籍校と連携し、心身の安定を図りながら、様々な体験学習や小集団による活動を通して、集団生活への適応力を高め、不登校児童生徒の自立を支援します。
- 子ども未来応援センターと教育相談室が連携し、小学校就学前からの切れ目のない相談・支援に取り組みます。

◇ 生徒指導の充実（学校教育課）

- 家庭、地域、関係機関と連携を図り、**児童生徒一人ひとりに対する理解に基づき、望ましい人間関係づくりと心豊かな児童生徒の育成**をめざします。
- 学校と教育相談室が連携して児童生徒の支援に取り組み、**不登校児童生徒数の減少**をめざします。

文科省通知 1 「児童生徒の教育相談の充実について（通知）」 H29年2月3日

(1) 未然防止、早期発見及び支援・対応等への体制構築

- ・ 事案が発生してからのみではなく、未然防止、早期発見、早期支援・対応、さらには、事案が発生した時点から改善・回復、再発防止まで一貫した支援に重点を置いた体制づくりが重要であること。

(2) 学校内の関係者がチームとして取り組み、関係機関と連携した体制づくり

- ・ 支援・対応策を検討するためのケース会議を実施することが必要であること。

(3) 教育相談コーディネーターの配置・指名

- ・ アセスメントや関係者への情報伝達等を行う教育相談コーディネーター役の教職員が必要。

(4) 教育相談体制の点検・評価

- ・ 教育相談体制の見直しを必要に応じて行うことが重要。

(5) 教育委員会における支援体制の在り方

- ・ 児童生徒の安心した学校生活及び適切な環境が構築されるような支援体制を構築する必要がある。

(6) 活動方針等に関する指針の策定

- ・ スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの効果的な活用のための「活動方針等に関する指針」を策定又は見直しを行い、教育相談の更なる充実を図ること。

1 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

「支援の視点」

不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、**社会的に自立することを目指す必要がある**こと。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること。

2 学校の取組の充実

「不登校児童生徒に対する効果的な支援の充実」

1. 不登校に対する学校の基本姿勢

- ・ **組織的な支援体制**を整えることが必要であること。
- ・ 不登校児童生徒に対する適切な対応のために、各学校において **中心のかつコーディネーター的な役割を果たす教員を明確に位置付ける**こと。

2. **早期支援**の重要性

3. 効果的な支援に不可欠な **アセスメント**

4. スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携協力

5. 家庭訪問を通じた児童生徒への積極的支援や家庭への適切な働き掛け

3 教育委員会の取組の充実

「学校等の取組を支援するための教育条件等の整備等」

1. **教員の資質向上**
2. きめ細やかな指導のための適切な人的措置
3. 保健室，相談室や学校図書館等の整備
4. 転校のための柔軟な措置
5. 義務教育学校設置等による学校段階間の接続の改善
6. **アセスメント実施のための体制づくり**

新型コロナウイルス感染症と不登校

「富士見市内の小中学生に見られる傾向」

(令和2年度に教育相談室で受付けた相談の主訴より)

- 休校が続き、無気力
- 休校によりゲームの時間が増え、昼夜逆転
- 生活習慣の変化

新型コロナウイルス感染症と不登校

兵庫県教育委員会が実施したアンケート調査とその分析

- ・令和2年度 ひょうご不登校対策検討委員会報告書「コロナ禍における不登校支援に向けて」から一部抜粋（児童生徒の回答の分析）
- ・アンケート調査：令和2年11月実施（休校中、学校再開後、調査実施時の状況を整理し、学校における不登校児童生徒の支援に活用する）

- 生活習慣の切り替えがうまくいっていない。
- 友だちと会えることをうれしく思う一方で、欠席日数の多い児童生徒ほど、人への関わりに対する意識は高くない。
- すべての児童生徒において、友だちとの関係以上に、学習への不安を感じており、欠席日数の多い児童生徒はその傾向が強い。
- 欠席日数の少ない児童生徒ほど、学校に行くことをうれしい・楽しいと感じており、欠席日数の多い児童生徒は、完全登校に比べ、分散登校（少人数・短時間）に良さを感じている傾向にある。

2 現 状

富士見市教育相談室の取組

- ①電話、面接による相談（随時）
- ②公認心理師による心理相談（年1 2回）
- ③言語相談（年1 2回）・言語訓練（年3 6回）
- ④巡回教育相談（年3回）
- ⑤スクールカウンセラーの活用
（小学校月1回、中学校毎週2校、隔週4校）
- ⑥ふれあい相談員の活用
（中学校6校に1 2名配置）
- ⑦スクールソーシャルワーカーの活用（2名配置）
- ⑧適応指導教室での通室生支援
- ⑨就学相談（随時）
- ⑩特別支援教育相談（年3 6回）
- ⑪学校教育相談・不登校対応委員会（年3回）
- ⑫教育支援プロジェクトチーム（年2回）
- ⑬出張教育相談（年5回）
- ⑭医療機関との連携教育相談
- ⑮ICTを用いた在宅学習
- ⑯民間施設において相談指導を受けている場合の生徒指導上の出席の取り扱いについてのガイドライン

3 今後の展望 ～ 3つの提案～

未然防止、早期発見及び支援・対応等への体制構築について

提案 1 : 教育相談コーディネーター役の教員の育成

提案 2 : 教職員への研修体系の整備

提案 3 : 効果測定を活用したPDCAサイクルの確立

これらにより、学校の不登校の未然防止、早期発見及び支援・対応等への体制を支援

提案1：教育相談コーディネーター役の教員の育成

(1) 学校教育相談・不登校対応委員会（既存）の校内における機能の強化

- ①校内教育相談活動の計画、運営、実践報告
- ②校内研修の計画、運営
- ③アセスメントの実施と報告
- ④ケース会議の運営
- ⑤小中連携支援の強化
- ⑥スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、市教育相談室等の関係機関との連携

(2) 教育支援プロジェクトチーム（既存）の市内教育相談推進における機能の強化

- ①情報発信機能を強化

(1) 学校教育相談・不登校対応委員会（既存）の校内における機能の強化

- ①校内教育相談活動の計画、運営、実践報告
- ②校内研修の計画、運営

校内不登校未然防止対応に係る活動計画（小学校の例）

月	教職員の活動	児童生徒の活動	保護者・地域への活動
4	○いじめ防止基本方針の検討 ○児童に関する情報交換	○学級開き、学級ルールづくり 【学級活動】	○いじめ対策についての説明・啓発 ○保護者と情報交換
5	○学校適応感アンケート ○児童に関する情報交換	○縦割り遊び ○人権作文、人権標語	○保護者と情報交換 【個人面談】 ○地域への情報提供・情報交換
6	○児童に関する情報交換	○行事を通じた人間関係づくり	○保護者との情報交換 【懇談会】

(1) 学校教育相談・不登校対応委員会（既存）の校内における機能の強化

③アセスメントの実施と報告

- ・ 日常の児童生徒観察
- ・ 保護者との情報共有
- ・ 欠席状況の管理
- ・ スクールカウンセラー、医療機関等の専門機関による児童観察

※アセス（学校適応感尺度）実施の検討

※アセス（学校適応感尺度）とは

- ・ 児童生徒の学校適応感を高めるために開発された客観的尺度
- ・ 学校適応感を高めるうえで重要な6つの要素
 - 1) 「生活満足感」
 - 2) 「教師サポート」
 - 3) 「友人サポート」
 - 4) 「向社会的スキル」
 - 5) 「非侵害的關係」
 - 6) 「学習適応感」を項目ごとに偏差値化した
- ・ 個人と集団の適応状況がわかる

アセスのアンケート項目＝学校適応感を高めるための支援策

1) 生活満足感 (生活全体 (学校+その他))

- ・気持ちがすっきりとしている
- ・まあまあ、自分に満足している
- ・気持ちが楽である
- ・自分はこのびのびと生きていると感じる
- ・生活がすごく楽しいと感じる

2) 教師サポート感 (教師からの支援)

- ・担任の先生はわたしのことをわかっている
- ・担任の先生は、私のことを気にしている
- ・担任の先生は信頼できる
- ・担任の先生は困ったときに助けてくれる
- ・担任の先生は私のいいところを認めている

3) 友人サポート感 (友人からの支援)

- ・いやなことがあったとき、友だちは慰めたり励ましたりしてくれる
- ・「いいね」「すごいね」と言ってくれる友だちがいる
- ・悩みを話せる友だちがいる
- ・友だちは、わたしのことをわかってくれる
- ・元気がないとき友だちはすぐ気づいて声をかけてくれる

4) 向社会的スキル (社会性)

- ・あいさつはみんなにしている
- ・落ち込んでいる友だちがいたら、その人を元気づける自信がある
- ・困っている人がいたら、進んで助けようと思う
- ・友だちや先生にあったら、自分からあいさつをしている
- ・相手の気持ちになって考えたり行動する

5) 非侵害的關係 (いじめ、侵害)

- ・友だちにからかわれたり、バカにされることがある
- ・陰口を言われているような気がする
- ・仲間に入れてもらえないことがある
- ・友だちにいやなことをされることがある
- ・友だちから無視されることがある

6) 学習適応感 (学習)

- ・勉強のやり方がよくわからない
- ・勉強の問題が難しいとすぐにあきらめてしまう
- ・授業がよくわからないことが多い
- ・勉強について行けないのではないかと不安になる
- ・自分は勉強はまあまあできると思う

(1) 学校教育相談・不登校対応委員会（既存）の校内における機能の強化

④ ケース会議の運営

⑤ 小中連携支援の強化

⑥ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、市教育相談室等の関係機関との連携

※教育支援プロジェクトチームにより、「ケース会議富士見スタンダード」を作成し、組織を活かした具体的な支援や関係機関との連携を強化する。
・小中連携支援シートの作成、活用

(2) 教育支援プロジェクトチーム（既存）の市内教育相談推進における機能の強化

①情報発信機能を強化

- ・教育相談対応資料集や富士見スタンダードの作成
(不登校未然防止対応資料集作成、事例別対応資料集作成、
ケース会議富士見スタンダード作成、ICT・オンライン
活用資料集作成など)

提案 2 : 教職員への研修体系の整備

(1) 学校教育相談・不登校対応推進委員、教育支援PTを対象とした研修

- ①学校教育相談・不登校対応委員研修 (年3回開催)
- ②教育支援プロジェクトチーム研修 (年3回開催)

(2) 教職員を対象とした研修

- ①教育相談室主催の希望研修
- ②学校教育相談・不登校対応委員会、教育支援プロジェクトチームスキルアップ研修 (合同研修) への参加
- ③学校研究、校内研修への支援

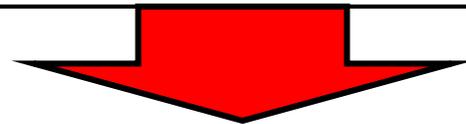
(1) 学校教育相談・不登校対応推進委員、教育支援PTを対象とした研修

①学校教育相談・不登校対応委員会（年3回開催）

- ・校内教育相談活動の計画について
- ・スキルアップ研修（教育支援PTと合同で実施）
- ・校内教育相談活動の実践報告について

②教育支援プロジェクトチーム研修会（年3回開催）

- ・教育相談対応資料集や富士見スタンダードの作成
（不登校未然防止対応資料集作成、事例別対応資料集作成、
ケース会議富士見スタンダード作成など）
- ・スキルアップ研修（学校教育相談・不登校対応委員会と合同で実施）



スキルアップ研修終了後は、自校の生徒指導・教育相談部会や職員会議等において、研修内容を報告することにより、全教職員のスキルアップを図る。

(2) 教職員を対象とした研修

①教育相談室主催の希望研修

- ・学級経営、授業力向上、児童生徒への支援の向上を目指す希望者を対象とする。
- ・児童生徒の人間関係づくりや学習適応感を高める支援についての実践的なスキルアップを目指す。
- ・90分研修を年3回実施（第1回外部指導者による講義・演習。第2回・3回は、室長、専任相談員による参加者の実践へのフォローアップ。）

②学校教育相談・不登校対応委員会、教育支援プロジェクトチーム スキルアップ研修（合同研修）への参加

- ・学校全体の教育相談体制の充実について関心がある希望者を対象とする。

③学校研究、校内研修への支援

- ・講師として、室長、副室長、専任相談員、スクールソーシャルワーカーの派遣
- ・研究機関等、外部指導者の紹介
- ・先行事例等の情報提供

提案3：効果測定を活用したPDCAサイクルの確立

(1) アセス（学校適応感尺度）の活用

- ①指導と評価の一体化
- ②客観的な情報を共有
- ③すべての児童生徒に対する、一人一人に寄り添った支援の充実
- ④小中連携に活用

(2) 欠席状況の管理（既存）

- ①欠席理由の把握と理由に応じた支援
- ②連続欠席への対応

「1～2日連続欠席電話連絡」 「3日連続欠席で家庭訪問・校内共有」

(3) 大学等研究機関との連携と第三者評価

- ①アセス、県学調・全国学調、欠席状況との相関分析
- ②教職員研修への専門的指導・助言

(1) アセス（学校適応感尺度）の活用

- ①指導と評価の一体化
- ②客観的な情報を共有
- ③すべての児童生徒、一人一人に寄り添った支援の充実
- ④小中連携に活用

アセスに期待される効果

- すべての児童生徒に対する、一人一人に寄り添った支援の充実につながる。
- 適応感を表すため、不調が顕在化していない段階での早期発見・早期支援ができる。
- 家庭など、学校外での生活満足感も推察できる。
- アセスを指標とし学校適応感の向上を目指すことができる。
- アンケート項目が学校適応感を高める指導のポイントになっているため、指導と評価の一体化ができる。
- アセスを教職員間の共通言語として共有できる。
- 小中連携においても情報共有できる。

(2) 欠席状況の管理 (既存)

①欠席理由の把握と理由に応じた支援

②連続欠席への対応

「1～2日連続欠席電話連絡」

「3日連続欠席で家庭訪問・校内共有」

「7日連続欠席で面談」

「1ヶ月に7日連続・断続欠席でケース会議」

- ・教育相談室専任相談員、
スクール・ソーシャル・ワーカー
による児童生徒、保護者、学校への支援を
強化



富士見市不登校支援ガイドライン

- ①「授業日1～2日連続欠席」：基本対応Ⅰ（電話連絡）
- ②「授業日3日連続欠席」：基本対応Ⅱ（家庭訪問）校内情報共有
- ③「授業日7日連続欠席」：基本対応Ⅲ（面談）シート作成準備記入
- ④「1ヶ月に授業日7日以上連続・断続的欠席」：ケース会議実施
「教育支援シート」をもとにした、具体的支援策の決定と役割分担の確認。
(だれが・何を・いつまでに・何のために実施するのか。)

学校：学級担任、学年主任、主幹教諭、養護教諭、生徒指導主任、教育相談主任、
校長、教頭、スクールカウンセラー、ふれあい相談員
教育相談室：指導主事、専任教育相談員、臨床心理士、スクールソーシャルワーカー
関係機関：障がい福祉課、福祉課、児童相談所、警察 等

※ケース会議の開催は、授業日15日（連続・断続的）欠席となる前に実施
できるよう調整する。

- ⑤「シート作成後～」：支援の実施、評価・見直し
- ⑥「シート作成後～進級・進学」：引き継ぎ

(3) 大学等研究機関との連携と第三者評価

- ①効果測定の結果分析アセス、県学調・全国学調、欠席状況との相関分析
- ②教職員研修への専門的指導・助言（※連携先は、未定）
 - ・アセス結果の専門的分析
 - ・アセス結果や県学調・全国学調と欠席状況との相関性の分析
 - ・分析結果を踏まえた、専門的指導・助言

今後のスケジュール（案）

	R 4 「準備調整期間」	R 5 「実践開始」	R 6 「実践2年目」
提案1 教育相談コーディネーター役の教員の育成	(1) 学校教育相談・不登校対応委員会の役割の 提案と調整	実践開始	<div style="border: 2px solid green; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">数値目標</p> <p style="text-align: center;">不登校児童生徒数、在籍児童生徒数に占める割合がR2に比べ2割減少。</p> <p style="text-align: center;">※数値目標の根拠</p> <p style="text-align: center;">R2の中3不登校生徒数が、不登校児童生徒数のおよそ2割であるため</p> </div>
	(2) 教育支援プロジェクトチームの役割の 提案と調整	実践開始	
提案2 教職員への研修体系の整備	(1) 学校教育相談・不登校対応委員、教育支援PTを対象とした 研修の開始		
	①学校教育相談・不登校対応委員研修（年3回開催） ②教育支援プロジェクトチーム研修（年3回開催）		
提案3 効果測定を活用したPDCAサイクルの確立	(2) 教職員を対象とした希望研修の 提案と調整	研修開始	
	(1) アセスの活用 ①学校教育相談・不登校対応委員会、教育支援プロジェクトチームにおいて研修会の開催するとともに、すでに導入している学校の実施状況の 情報を共有	アセスの活用 (環境が整った学校から順次活用を開始する)	
	(2) 欠席状況の管理の 実施		
	(3) 大学等研究機関との連携と第三者評価の 開始		